



本巢市告示第120号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年9月9日

本巢市長 藤原 勉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1	根尾神所地区	62	17.91 ha	49筆	17件	整理番号 集R6第1号～ 集R6第17号

2 縦覧場所

本巢市役所産業経済部林政課（本巢市早野255番地）及び本巢市ホームページ

3 本公告により、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。